

平成28年度第4回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成29年3月28日（火）  
午後2時から午後2時30分まで  
場所：総合ケアセンター南三陸1階  
いきいきルーム

出席者

審査会	会長	佐藤	徳憲
	委員（会長職務代理者）	加茂川	融
	委員	及川	透
	委員	工藤	真弓
	委員	東	忠宏

南三陸町（庶務担当課）

総務課長	三浦	清隆
総務課課長補佐	大森	隆市
総務課主幹		
兼総務法令係長	岩淵	武久
総務課主事	武内	那菜

南三陸町（審議案件担当課）

町民税務課長	佐藤	和則
町民税務課主査	加藤	優美子

日程

審議第2号 オンライン結合による個人情報の提供について  
その他

会議の記録

午後2時 開会

事務局（三浦総務課長）

ただ今より、平成28年度第4回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会

を開会といたします。

審査会条例第5条第1項の規定によりまして、この会議につきましては会長の議長により進行いただきます。

佐藤会長、よろしくお願いいたします。

## 佐藤会長

開会となりますが、その前に、前回の会議は会長である私が所用により欠席となり、御迷惑をおかけしました。

それでは、会議に入ります。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において、審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないといった旨が定められております。本日の会議には、5名の委員全員の御出席となっておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条により、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

本日の会議録署名委員につきましては、工藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、前回の会議から継続審議となっております審議第2号、オンライン結合による個人情報の提供についてとなります。

事務局から説明を求めます。

## 事務局（岩淵）

それでは、前回会議から継続して御審議いただいております審議第2号、オンライン結合による個人情報の提供に関しまして、本日お配りの資料の内容について、庶務担当から御説明を申し上げます。

委員皆様のお手元にお配りをしております資料の1ページ目を御覧ください。

審議第2号につきましては、前回の会議後におきまして、各委員から御質問などを承り、諮問実施機関である町長、町の町民税務課に対し、各事項の回答、資料の提供について、3月7日付けで審査会として要求した、その文書の写しとなっております。

各委員からいただいた御質問などの内容につきましては、資料2ページ目に記載のとおりであります。

次に、資料の3ページ目からとなりますが、3ページ目以降につきましては、3月16日付けで町長からなされた回答並びに提出のあった資料となっております。

以上、庶務側からといたしまして、お配りしております参考資料の内容についての御説明となります。よろしくお願いいたします。

#### **佐藤会長**

本日の審議に係る事務局の説明が終わりました。

本日の会議には、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいております。

参考資料として配布の内容について、諮問実施機関側から補足説明をお願いします。

#### **諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）**

当課で担当しております案件の御審議につきまして、前回会議に引き続きよろしくお願いいたします。

提出しております資料等につきまして、担当の加藤主査から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### **諮問実施機関説明員（加藤）**

町民税務課医療給付係の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

あらかじめ御質問をいただきました個人情報の取扱いに関する契約書等の内容についてでございますが、宮城県及び宮城県国民健康保険団体連合会と当該業務について契約書を取り交わす予定でありますが、相手方からは契約書の案がまだ提示されておられませんので、契約書の他に本町との間で取り交わす個人情報の取扱いに関する覚書の案分を提出させていただいております。

この覚書の案におきましては、個人情報の適正な管理に万全を期するための具体的な内容を盛り込んでおります。

主に、第4条、個人データ等の秘密保持では、従事者は退職した後も守秘義務があることを明記し、第2項では目的外利用を禁止しております。第7条、本人に対する責任等では、第三者への情報提供に関し規定しております。また、第15条、罰則等の周知では、南三陸町個人情報保護条例の第44条から第47条までの規定による罰則の適用について明文化しており、これら規定に違反した場合等は個人情報の保護に関する法律及び南三陸町個人情報保護条例に基づき対応するものです。

また、運用といたしまして、双方の従事者の個人情報へのアクセス制御な

ど、管理体制の強化を図り、個人情報保護の徹底を図っていくものでございます。

以上、覚書の案の説明とさせていただきます。

#### **佐藤会長**

諮問実施機関による補足説明が終わりました。

説明のあった事項、また、各委員からの御質問事項などに関し、確認などありましたらお願いします。

東委員、いかがでしょうか。

#### **東委員**

宮城県との間においても覚書を取り交わすといった理解でよろしいでしょうか。

#### **諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）**

失礼いたしました。宮城県とは取り交わさず、国保連合会との間となります。説明の内容について訂正をいたします。

#### **佐藤会長**

ほかにありませんでしょうか。

及川委員、いかがでしょうか。

#### **及川委員**

前回の会議の際に、加入していない市町村が5から6程度あるといったことでしたが、どちらの市町村でしょうか。可能な範囲でお答えいただければと思います。

#### **諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）**

オンライン結合をしないこととしている市町村は、石巻市、塩竈市、白石市、多賀城市、岩沼市の5市となっております、仙台市は今後の検討と記憶しております。

#### **佐藤会長**

加茂川委員、いかがでしょうか。

#### **加茂川委員**

覚書の第4条に再委託先といったことがありますが、どういったところが

予定されるのでしょうか。

**諮問実施機関説明員（加藤主査）**

再委託先として考えられますのは、国保連合会が業務を委託しているインテックといった会社となります。医療費通知の作成等が予定されます。

**佐藤会長**

工藤委員、いかがでしょうか。

**工藤委員**

私からは、特にありません。

**佐藤会長**

それでは、以上でよろしいでしょうか。

諮問案件に対する今後の手続等、事務局からお願いします。

**事務局（岩淵）**

審議第2号につきましては、前回の会議招集前から事前の御確認等を賜り、これまで各委員から御質問などをいただいていたところではありますが、これまでの審議の過程等を踏まえましたが、公益上の必要性等について否定するといったお話はなかったものと考えております。

今後の手続といたしまして、御了解いただけます場合は、我々庶務側で答申の案につきまして調製いたしました後、委員皆様に御提示の上、御意見を伺うといった流れといたしたいと考えております。また、その御意見等に基づきまして、答申案に修正等を行った後、会長の御決定で答申といったことで御了解いただければと考えております。

（異議ない旨の声あり）

**佐藤会長**

御異議ないようですので、審議第2号については事務局から説明のあった対応により今後の手続を進めるということをお願いします。

町民税務課の方々には、お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、その他となりますが、委員の皆様からなければ事務局から。

**事務局（三浦総務課長）**

事務局からとなりますが、4月1日付けの人事異動の内示がありました。その内容につきまして、閉会後にお知らせしたいと思います。

**佐藤会長**

私から1点伺います。

現段階で見込まれる次の会議招集時期などについて、事務局からお願いします。

**事務局（岩淵）**

はい。現段階では、招集が必要となる案件の相談等も届いておりませんので、予定はございません。

なお、会議招集の必要はありませんが、来年度、5月以降と予定しますが、情報公開制度、個人情報保護制度それぞれの運用状況について町として公開をするといった必要がありますことから、その際は、あらかじめ委員の皆様にご内容についてお知らせをいたしたいと考えております。

以上であります。

**佐藤会長**

それでは、本日の会議については、終了といたします。

以上をもちまして、平成28年度第4回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会といたします。御苦勞様でした。

**午後2時30分 閉会**